

令和元年10月1日から



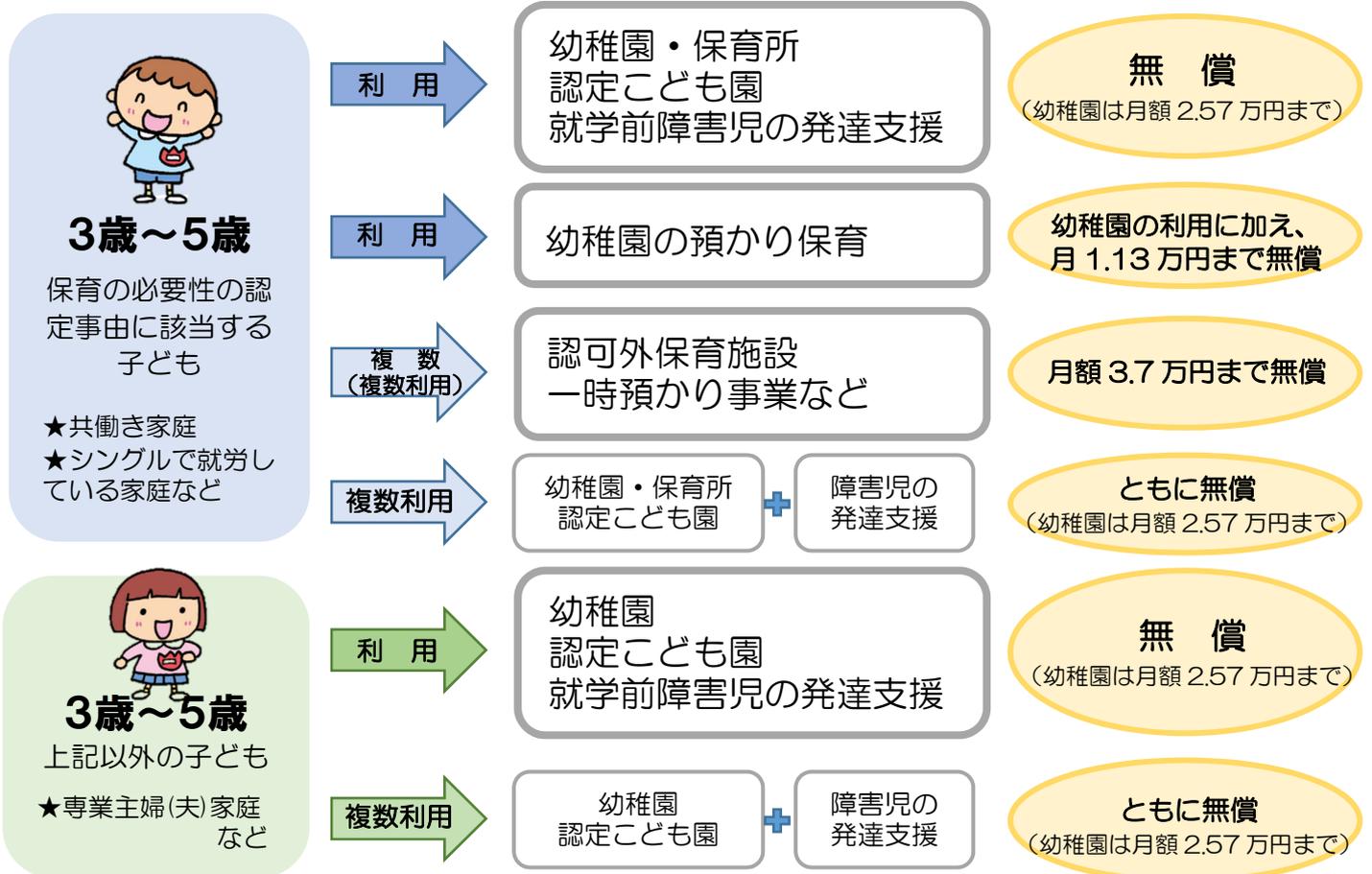
3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、取り組まれるものです。

無償化の対象範囲や上限額は、年齢や「保育の必要性の認定」の有無によって異なります。

主な対象サービスと幼児教育・保育の無償化の内容



住民税非課税世帯について

0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となり、月額4.2万円まで無償。

- 注1 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を事前に受けることが必要です。
- 注2 認可外保育施設の対象となる施設・事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 注3 認可外保育施設の対象者は、**保育所、認定こども園等を利用できない方が対象**となります。

利用施設等の無償化の対象・利用料金、手続きについて

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子ども



【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。

●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

<注意>子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限25,700円です。

詳細は、「新制度未移行の幼稚園を利用する子ども」を確認してください。

0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。



●さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

<注意>年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

<注意>地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【手続き】

既に入所されている場合は、「教育・保育給付認定」（1号認定または2号認定）が認定されているため、改めての手続きは不要です。

これから入所希望される場合は、保育所等に申し込みする際に手続きが必要です。

新制度未移行の幼稚園を利用する子ども



<市内幼稚園の場合>



昭島幼稚園、あけの星幼稚園、昭島恵泉幼稚園、昭島台幼稚園、栗ノ沢幼稚園、昭島すみれ幼稚園、啓明学園幼稚園

【対象者・利用料】

満3歳から5歳児（小学校就学前）までの全ての子どもの利用料の一部（月額上限25,700円）が無償化されます。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

●入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。

算定のイメージ（月額）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
5,000円	28,000円	25,700円	7,300円
—	30,000円	25,700円	4,300円

無償化の対象については、現物給付（園に支給）を予定しています。保護者の方は、実質負担額を園に直接支払う形になります。詳細が決定次第、連絡します。

※4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12月で割った額とする。

【手続き】

無償化の対象となるには、まずは「認定申請書」の提出が必要です。

手続きについては、7月頃に幼稚園を経由してお知らせします。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども



【対象者・利用料】

共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象

●無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。詳細は裏面をご覧ください。

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、**最大月額 11,300 円**までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

●利用日数に応じて月額の上限額は変動します。算定方法は①上限額 450 円×利用日数 ②園の利用料金×利用日数 ①と②を比較し低いほうが無償化対象になります。

算定のイメージ（月額）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	0 円
9,500 円	20 日	9,000 円	9,000 円	500 円

満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額上限 16,300 円）

【対象となる施設・事業】

認定こども園（1号認定）、幼稚園、新制度未移行幼稚園、（認可外保育施設等）

●在園している幼稚園で、就労等のために「幼稚園の預かり事業」を利用している場合に無償化の対象となります。

●幼稚園の預かり保育実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（月額 11,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。）

【手続き】

無償化の対象となるには、まずは「**認定申請書**」「**保育の事由を証明する書類**」の提出が必要です。手続きについては、7月頃に幼稚園を経由してお知らせします。



認可外保育施設等を利用する子ども



【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け、**保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象**になります。

3歳から5歳までの子どもは月額上限 37,000 円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額上限 42,000 円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象にします。

●認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、東京都認証保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等をさします。

<注意>



①無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ご利用される施設等により対象にならない場合もあります。

②保育所等を利用できていない方に対する代替的な措置としての利用が無償化の対象となるため、ファミリー・サポート・センター事業については「送迎」のみ利用は対象外となります。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。



<問い合わせ先> 障害福祉課まで TEL: 042-544-5111 (代表)

「保育の必要性の認定」について

保育施設等の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。認定の種別区分に応じて、無償化の対象範囲や上限額が異なります。

認定の種類



利用施設	認定種類	3歳～5歳児	住民税非課税世帯 0歳～2歳児	保育の 必要性	手続き
保育所・認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	教育・保育給付認定	2号	3号	あり	既に認定されているため、改めて認定の申請手続きは不要
幼稚園・認定こども園		1号		なし	
新制度未移行幼稚園	施設等利用給付認定	1号	3号	なし	幼稚園を經由して、通知・申請等が必要
幼稚園の預かり保育		2号		あり	
認可外保育施設 東京都認証保育所等 一時預かり保育 病児保育 ファミリー・サポート・センター事業	教育・保育給付認定 施設等利用給付認定	2号	3号	あり	既に認定されていますが、現況確認等の手続きが必要になります。

これから施設の利用を検討する方は、

- ①保育所等を利用する場合は、「教育・保育給付認定申請」及び「保育所等入所申込」を子ども子育て支援課窓口で手続きしてください。
- ②幼稚園等を利用する場合は、幼稚園を通して「施設等利用給付認定申請」の手続きをしてください。

保育を必要とする事由



次のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	認定基準（条件に満たない場合は申請できません。）
就 労	月 64 時間以上 (休憩時間・通勤時間を含む) 就労している場合
出 産	出産のため保育ができない場合（予定月の前後 2 か月の計 5 か月）
疾 病	入院、通院が必要または自宅療養で保育が困難と診断された場合
障 害	心身に障害がある場合
求 職 中	保護者が求職中である場合（両親ともに求職中は申込み不可）（3 か月）
就 学	保護者が学校等に通学している場合

手続き方法や詳細等に変更がある場合は、その都度周知してまいります。今後は、市のホームページや利用施設で掲示するポスター、チラシ等をご覧ください。

《問い合わせ先》

昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課

昭島市田中町 1-17-1 市役所 1 階⑰窓口

電話番号 042-544-5111 内線 2162～2165、2170、2171



昭島市公式キャラクター

